

**新潟県企業局管理規程第12号**

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

**第1条** 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

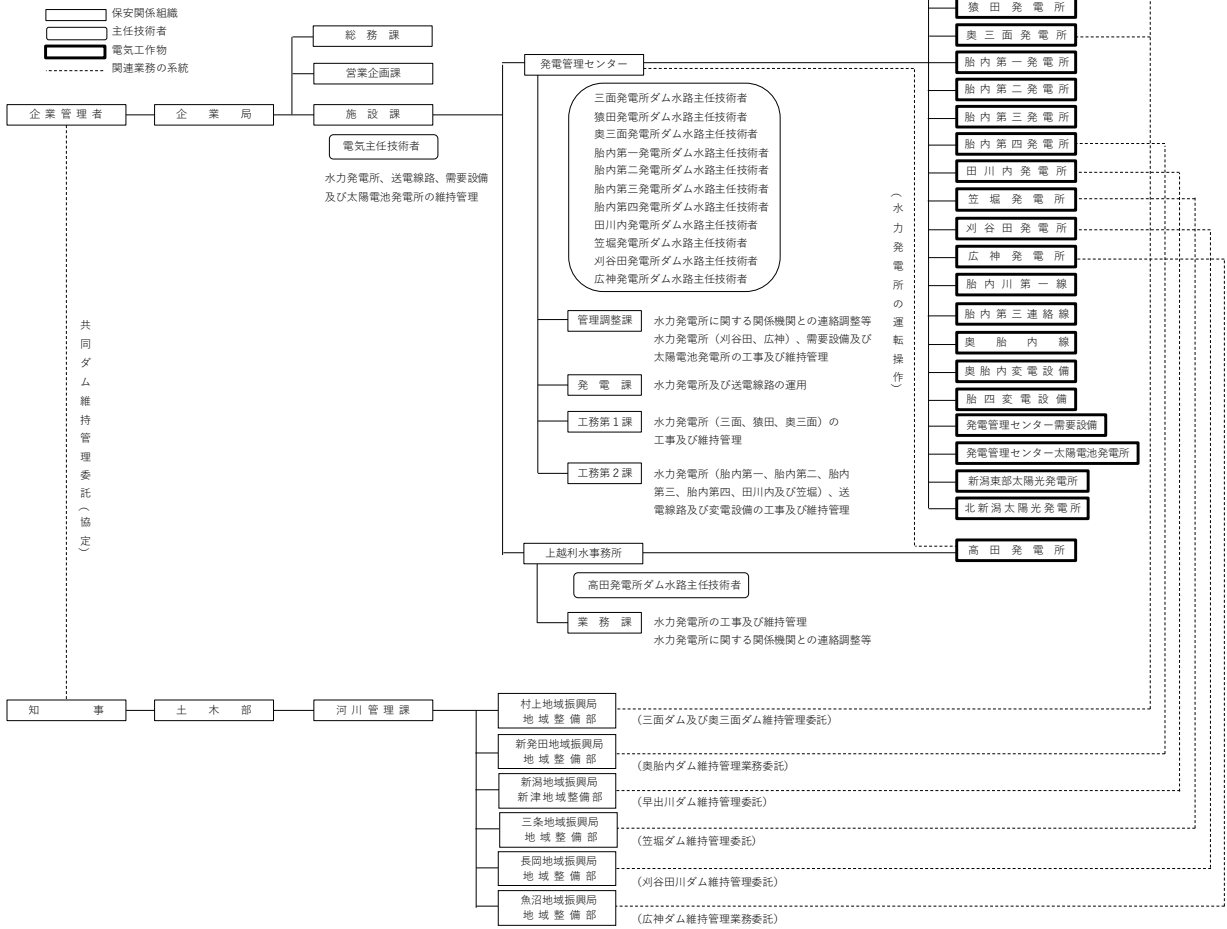
改 正 後			改 正 前		
（主任技術者の選任） <b>第5条</b> （略） 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) 電気主任技術者			（主任技術者の選任） <b>第5条</b> （略） 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) 電気主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
(略)		施設課	(略)		施設課 <u>（現に選任される者を本条において「統括主任技術者」という。）</u>
(2) (略) （主任技術者不在時の措置） <b>第7条</b> やむを得ない事情により主任技術者がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ企業局長が指名した者（以下「 <u>代務者</u> 」という。）がその職務を代行する。 2 <u>代務者</u> は、前条第1項に規定する主任技術者の職務を誠実に遂行するものとする。			(2) (略) （主任技術者不在時の措置） <b>第7条</b> やむを得ない事情により主任技術者がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ企業局長が指名した者（以下「 <u>代行者</u> 」という。）がその職務を代行する。 2 <u>代行者</u> は、前条第1項に規定する主任技術者の職務を誠実に遂行するものとする。		

**第2条** 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1**（第4条関係）

保 安 に 関 す る 組 織



第3条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡 視		点 検 ( 検 査 を 含 む )			備 考					
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度						
水 力 発 電 設 備	水力設備	1回/月	ダ ム	外観点検	1回/年 ※1	※1については、地質・地形・点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。 この場合において、点検頻度減少の限度は規定しない。 ※2については、次のとおりとする。 (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては1回/日とする。 (2) 最初の満水の日から起算して1年を経過し、3年未満のダムにあっては1回/週以上とする。 ※3については、測定結果により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、頻度を減少又は測定を省略することができる。 ※4については、測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。 この場合において、測定頻度減少の限度は規定しない。					
				漏水量測定	2回/月 ※2						
				揚圧力測定	1回/3月※3						
				予備動力作動点検	1回/月						
				貯水池 外観点検	1回/年 ※1						
				調整池 堆砂状況	総容量100万%以上で高さ15m以上のダムを有するもの 1回/年						
				水路 外部点検	上記以外で設備保安上必要なもの 1回/年 ※1						
				内部点検	1回/3年※1						
				水圧鉄管肉厚測定	露出管で20年以上経過したもの 1回/6年※4						
				電 気 機 械 設 備	電気・機械設備		2回/月	水 車 発 電 機	外部点検	1回/3年	※5については、水質条件・材質・運転形態等により、発電所個々に定期に行うものとし、別に定める。 ※6については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 ※7については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
測定試験	1回/3年										
内部点検	1回/12年※5										
主要変圧器 外部点検	1回/3年										
主要遮断器 外部点検	1回/3年※6										
測定試験	1回/3年※6										
内部点検	1回/6年※7										
送 電 設 備	送電設備	2回/年※8	支持物、電線 碍子 ケーブル終端部 管路マンホール 主要遮断器	外観点検	鉄塔 1回/10年	※8については、次のとおりとする。 (1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼす恐れのある区間で特に指定する箇所については1回以上/月とする。ただし、豪雪地の積雪期間等においては、経過地の状況を考慮して、この巡視頻度を1回/3月を限度に減少させることができる。 (2) 台風、地震等の自然現象により電線路の異常が予想される場合については、必要の都度巡視を実施する。また、営巣、釣り場等により、電線路に異常発生が予測される区間および時期については、現場実態に合わせ計画を立て、巡視を実施する。 (3) 地中送電線路の巡視については地上巡視とする。 ※9については、地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きよの内部で行う点検をい、収容ケーブルの外観点検を含む。 ※10については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 ※11については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。					
				不良碍子検出	1回/15年						
				外部点検	1回/6年						
				内部点検	1回/6年※9						
				外部点検	1回/3年※10						
				測定試験	1回/3年※10						
				内部点検	1回/6年※11						
				変 電 設 備	変電設備		1回/月	主要変圧器 主要遮断器	外部点検	1回/3年	※12については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 ※13については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
									外部点検	1回/3年※12	
									測定試験	1回/3年※12	
									内部点検	1回/6年※13	
配 電 設 備	配線設備	1回/年	主要機器 電 路 接地装置	外部点検	1回/2年						
				測定試験	1回/4年						
				測定試験	1回/2年						
				測定試験	B種接地抵抗 1回/5年						
電 力 用 保 安 通 信 設 備	電力用保安通信設備	1回/年	通信線路及び無線搬送装置	測定試験	1回/3年						
				測定試験	1回/3年						
需 要 設 備	需要設備	1回/月 ※14	主要機器 電 路	外部点検	1回/2年	※14については、電路、低圧機器の場合は1回/2年とする。 (ダム管理所の電気設備に準用する。)					
				測定試験	1回/4年						
				測定試験	1回/2年						
太 陽 電 池 発 電 設 備	太陽電池設備	1回/月	太陽電池	外部点検	1回/2年						
				測定試験	1回/4年						
電 気 設 備	電気設備	1回/月	逆変換装置	外部点検	1回/2年						
				測定試験	1回/4年						

注1 巡視とは、電気工作物の異状を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。  
 注2 外観点検とは、周辺の状況を含め、機能維持のため外部から目視等により当該設備の状態確認を行う点検をいう。  
 注3 外部点検とは、設備の機能維持のために外部から状態確認を行う点検及び検査をいう。ただし、水車については、放水して設備の点検及び検査を行うことをいう。  
 注4 内部点検とは、設備の機能回復又は機能維持を目的として、精密に内部の点検を行い、損傷、摩滅、その他異常部分の取替え、補修を行い、併せて詳細な検査、試験等を行うことをいう。  
 注5 測定試験とは、設備の機能維持のため、測定器具を使用し、設備の性能、異常部分等の測定試験を行うことをいう。  
 注6 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を変えることができる。  
 注7 電気工作物の工事中においては、工事対象設備に対する上記の巡視等の頻度を変える又は巡視等を行わないことができる。

**附 則**

この規程は、令和5年11月1日から施行する。